

姫 監 公 表 第 4 号

令和 8年 3月 24日

姫路市監査委員	三 輪 徹
同	芝 野 稔
同	白 井 義 一
同	山 口 悟

### 令和7年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 政策局定期監査結果報告書
- 2 健康福祉局（前期）定期監査結果報告書
- 3 市民局定期監査結果報告書

# 令和7年度 健康福祉局（前期）定期監査（行政監査を含む）結果報告書

## 1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

### (1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

### (2) 監査の対象

健康福祉局

出先機関 保健所総務課、中央保健福祉サービスセンター、東保健福祉サービスセンター、灘保健福祉サービスセンター、広畑保健福祉サービスセンター、家島保健福祉サービスセンター、香寺保健福祉サービスセンター、保健所衛生課、動物管理センター、中央卸売市場食品衛生検査センター、保健所予防課、保健所健康課、こどもの未来健康支援センター、中央保健センター、南保健センター、南保健センター家島分室、西保健センター、環境衛生研究所、食肉衛生検査センター

### (3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

### (4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

### (5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和7年10月6日から同年12月25日まで

## 2 監査の結果

監査の結果、指摘事項は次のとおりである。その他の事務は、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に執行されているものと認めた。

### (1) 収入関係事務

ア 産後ケア事業負担金（こどもの未来健康支援センター）

この事務について関係書類を調査したところ、納期の到来している未収金が認められた。

早期徴収に努められたい。

## (2) 支出関係事務

### ア 定期予防接種にかかる業務委託契約（保健所予防課）

この事務について関係書類を調査したところ、1件の契約において、契約書頭書では契約金額は仕様書に記載する契約単価としているが、仕様書に単価の一部が記載されていなかった。

契約書等関係書類を作成する際には、必要項目を遺漏なく記載し、適正に事務執行されたい。

## (3) 物品管理事務（保健所総務課）

物品の管理については、姫路市物品取扱規則第14条、第20条及び第21条の規定により、備品シールの貼付、備品の異動状況の把握、管理台帳と現品の照合を行うものとされている。現地において確認したところ、備品シールの貼付漏れに加え、所属名及び備品番号の記載漏れにより照合できないものが多数見受けられるなど管理が不十分であった。

物品については、姫路市物品取扱規則の規定に基づき適正に管理されたい。